

1 二院制の型（貴族院型と民主的二院制）

二院制、二つの型

|        | 明治憲法（貴族院型）                  | 日本国憲法（民主的二院制） |
|--------|-----------------------------|---------------|
| 根拠条文   | 明憲33条                       | 42条・43条       |
| 議員の選び方 | 衆議院議員は民選<br>貴族院議員は世襲や貴族間の互選 | 衆議院・参議院とも民選   |

選ぶ人が違うか同じかで、二院制の型が分かれる

■ 貴族院型（明治憲法）

定義 貴族院型とは、選ぶ人が違う2つの議院を置く二院制です。

結論 明治憲法の帝国議会は、貴族院と衆議院の2つの議院で成り立っていました（明治憲法33条）。

- ・衆議院議員：当時から民選でした。
- ・貴族院議員：選挙ではなく、世襲や貴族の中からの互選などで選ばれました。

△ 注意 互選とは、その身分の人たちの中だけで代表を選び合うことです。国民全体が選ぶわけではありません。

■ 民主的二院制（日本国憲法）

定義 民主的二院制とは、両方の議院を同じ国民が選ぶ二院制です。

結論 日本国憲法の二院制は、民主的二院制です。

条文 42条が、二院制そのものの根拠です。43条1項により、衆議院も参議院も、全国民を代表する選挙された議員で組織されます。

理由 選ぶ人が同じなので、選び方以外のところで2つの議院に違いを作する必要があります。

△ 注意 民主的二院制は、外国の憲法ではほとんど例をみない、珍しい型です。憲法ができる過程で、マッカーサー草案は一院制でした。

42条 | 第四章 国会（41～64条）

国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

43条 | 第四章 国会（41～64条）

1項：両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

2 趣旨①：民意の多角的反映

日本国憲法の二院制は、同じ国民が両方の議院を選ぶ民主的二院制です。

では、2つの議院の違いは、どこで作られているのでしょうか。

## 任期と解散の対比

| 衆議院    |                                      | 参議院                       |
|--------|--------------------------------------|---------------------------|
| 任期     | <b>4年</b> （45条）                      | <b>6年</b> （46条）           |
| 改選のしかた | 解散があれば <b>任期満了前</b> に終了<br>（45条ただし書） | <b>3年ごとに半数改選</b><br>（46条） |
| 解散     | <b>あり</b>                            | <b>なし</b><br>7条3号・69条参照   |
| 映す民意   | 短期的な民意                               | 長期的な民意                    |

同じ主権者から、違う時点の声を二つ取り出す装置

### ■ 任期と解散の違い

**結論** 2つの議院の違いは、任期と解散の有無で作られています。

**条文** 衆議院と参議院の任期は、次のとおりです。

- ・ **衆議院**：任期は4年です。解散されると、任期満了前に終わります（45条ただし書）。
- ・ **参議院**：任期は6年で、3年ごとに半数ずつ改選されます（46条）。解散はありません。

△ 注意 参議院は全員が一斉に入れ替わることが無く、常に半数は前の選挙で選ばれた議員が残ります。

**45条** | 第四章 国会（41～64条）

衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

**46条** | 第四章 国会（41～64条）

参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

### ■ 短期的な民意と長期的な民意

**定義** 民意の多角的反映とは、時間軸をずらして、同じ主権者から違う時点の声を2つ取り出すことです。

**結論** 民主的二院制の最も重要な趣旨と位置づけられています。

- ・ **衆議院**：短期的な民意を映します。
- ・ **参議院**：長期的な民意を映します。

**理由** 任期の長さや解散の有無が違うからです。

- ・ **衆議院**：任期が短く解散もあるので、選挙のたびに構成が変わり、直近の世の中の空気が反映されやすくなります。
- ・ **参議院**：半数ずつしか変わらず解散も無いので、急な空気の変化に左右されにくく、数年単位の傾向を映します。

△ 注意 「いろいろな民意を反映する」だけでは不正確です。違いは、**時間**で作られています。

## 3 趣旨②③：議事の慎重と衆議院が動けないときの備え

民主的二院制の趣旨は、全部で3つあります。

民意の多角的反映のほかの2つは、何でしょうか。

### ■ 趣旨②：議事を慎重にする

**結論** 参議院が理性の府として、衆議院に抑制をかけます。

**理由** 衆議院は任期が短く解散もあるので、その時々勢いに引きずられて、決定が行き過ぎることがありえます。そこで、任期が長く解散も無い参議院が、落ち着いて審議し直します。

△ 注意 最終的にどちらの判断を通すかは、別の問題です（第6節の優越）。

### ■ 趣旨③：衆議院が活動能力を失っているときの備え

**結論** 衆議院が活動能力を失っているときでも、参議院の手で国政を民主的に動かせるようにします。

**条文** この趣旨から生まれた制度が、**参議院の緊急集会**（54条2項ただし書）です。内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができます。

**理由** 衆議院が解散されると、新しい衆議院議員が決まるまで、衆議院そのものが存在しない期間ができるからです。

2項：衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

#### 4 両院の活動の2つの原則（同時活動と独立活動）

二院制には、3つの趣旨があります。

では、2つの議院は、ふだんどのように動くのでしょうか。

### 二院制を貫く二つの原則

|         | 内容                        | 例外                            |
|---------|---------------------------|-------------------------------|
| 同時活動の原則 | 両院は同時に <b>召集・開会・閉会</b> する | 参議院の <b>緊急集会</b>              |
| 独立活動の原則 | 各院が独立して <b>議事・議決</b> する   | <b>両院協議会</b><br>審議のみ合同・議決は各院で |

明文の一つの条文は無く、二院制の趣旨から導かれる原則

#### ■ 同時活動の原則と独立活動の原則

定義 2つの原則の中身は、次のとおりです。

- ・ **同時活動の原則**：両院は、同時に召集され、同時に開会し、同時に閉会します。
- ・ **独立活動の原則**：各議院は、独立して議事を行い、独立して議決します。片方の議決が、もう片方をそのまま拘束することはありません。

理由 どちらも、二院制の趣旨から導かれる原則です。

△ 注意 2つの原則をひとまとめに定めた条文はありません。54条2項や59条など、個別の条文から読み取れる原則です。

#### ■ 両院協議会

定義 両院協議会とは、両院の意見が食い違ったとき、各議院から選ばれた委員が集まり、歩み寄れる案を作れないか話し合う場です。

結論 両院協議会は、独立活動の原則の例外です。

理由 各議院だけで議事を進めるという建前が、ここで崩れるからです。

△ 注意 合同で行うのは、案を作る話し合いだけです。議決は、各議院が別々に行います。

#### 5 衆議院にしかない権限（内閣不信任決議権と予算先議権）

2つの議院は、それぞれ独立して議事・議決を行います。

では、そもそも衆議院にしか認められていない権限は何でしょうか。

#### ■ 内閣不信任決議権（69条）

結論 衆議院の不信任決議には、内閣に総辞職か解散かの二択を迫る法的な効果があります。

△ 注意 参議院にも、似た決議として問責決議があります。しかし、問責決議には法的な効果がありません（政治的な意味だけです）。

- ・ 順番：「参議院にも不信任決議がある」のではなく、「法的効果の無い決議なら参議院でもできる」と理解します。

内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

#### ■ 予算先議権（60条1項）

定義 予算先議権とは、予算を先に審議できる権限で、衆議院だけにあります。

結論 予算は、必ず衆議院に先に提出され、衆議院から審議が始まります。参議院に先議権はありません。

△ 注意 60条1項の先議権と、60条2項の議決の優越は、別の話です。同じ条文でも、項が違えば中身が違います。

1項：予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

## 6 議決の優越（4つの場面）

第5節の2つは、参議院がそもそも持っていない権限でした。

では、両院が議決して中身が食い違ったとき、どちらの議決が国会の意思になるのでしょうか。

### ■ ① 法律案（59条）

**結論** 法律案は、衆議院の再議決で決着します。

**条文** 59条の決着の付け方は、次のとおりです。

- ・ **再議決**：衆議院で**出席議員の3分の2以上**の多数で再び可決すれば、法律になります（2項）。
- ・ **両院協議会**：開くことはできますが、**任意的**です（3項）。
- ・ **60日**：参議院が60日以内に議決しないときは、衆議院は、否決したものと**みなすことができます**（4項）。

△ 注意 60日を過ぎても、自動的に否決とみなされるわけではありません。衆議院が「みなす」という行為を、自分でしなければなりません。

1項：法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、**両議院で可決**したとき法律となる。

2項：衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

3項：前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを**妨げない**。

4項：参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて**六十日以内に**、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

### ■ ② 予算（60条2項）

**結論** 次のどちらかに当たると、衆議院の議決が国会の議決になります。

- ・ 両院協議会を開いても、意見が一致しないとき
- ・ 参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、30日以内に議決しないとき

**条文** 法律案との違いは、次のとおりです。

- ・ **再議決**：**不要**です。衆議院は追加の議決をしなくても、自動的に衆議院の議決が国会の議決になります。
- ・ **両院協議会**：**必要的**です（開かなければなりません）。
- ・ **日数**：30日です（法律案は60日）。

△ 注意 法律案は「みなすことができる」、予算は「国会の議決とする」です。

2項：予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて**三十日以内に**、議決しないときは、**衆議院の議決を国会の議決とする**。

### ■ ③ 条約（61条）

**結論** 条約の国会承認は、予算とまったく同じ決着の付け方をします。

- ・ **両院協議会**：必要的です。
- ・ **再議決**：不要です。
- ・ **日数**：30日です。

**条文** 61条は、「前条第二項の規定を準用する」とだけ定めています。前条とは60条で、その2項をそのまま条約に当てはめます。

△ 注意 61条だけを読んでも、30日も両院協議会も出てきません。60条2項に戻って読みます。

条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

### ■ ④ 内閣総理大臣の指名（67条）

**結論** 首相指名も、予算と同じ型で決着します（両院協議会は必要的・再議決は不要）。違うのは日数だけで、10日と4つの中でいちばん短くなっています（2項）。

△ 注意 1項の「他のすべての案件に先だつて」行うは、**先議権ではありません**。

- ・ **先議権**：衆議院が先に審議を始める権限で、予算だけに認められています。
- ・ **1項の意味**：首相指名という議題を、ほかのどの議題よりも優先して扱うということです。議院の間の優劣ではなく、議題どうしの優先順位の話です。

- 1項：内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。
- 2項：衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

■ 4つの場面の一覧と2つの型

## 四つの場面、一覧

|                | 先議権       | 議決が異なる場合                                 | 日数経過の効果                    |
|----------------|-----------|------------------------------------------|----------------------------|
| ①法律案<br>(59条)  | 無し        | 衆議院の <b>再議決</b><br>出席議員の3分の2以上・両院協議会は任意的 | <b>60日</b><br>みなすことができる    |
| ②予算<br>(60条)   | <b>ある</b> | 両院協議会は <b>必要的</b><br>再議決は不要              | <b>30日</b><br>衆議院の議決が国会の議決 |
| ③条約<br>(61条)   | 無し        | 予算と同じ                                    | <b>30日</b>                 |
| ④首相指名<br>(67条) | 無し        | 予算と同じ                                    | <b>10日</b>                 |

日数は六十・三十・三十・十——揃っていないことが出題点

結論 4つの場面は、2つの型に分けられます。

- ・ **法律案だけの型**：衆議院がもう一度議決し直して勝ちます。再議決が必要で、両院協議会は任意的です。
- ・ **予算・条約・首相指名の型**：参議院が動かなければ、自動的に衆議院の議決が国会の議決になります。再議決は不要で、両院協議会は必要的です。

△ 注意 日数が60・30・30・10とそろっていないことが、よく問われます。

- ・ **日数の見方**：国政に空白が許されない度合いの順に短くなっている、と読むことはできます。法律が決まらなくても国はすぐには止まりませんが、首相が決まらなると内閣が存在しない空白ができます。
- ・ **位置づけ**：条文の数字を並べて読み取れる整理であり、憲法自身がこの理由を説明しているわけではありません。

## 7 両院が対等な場面（4つ）

ほとんどの場面で、議決が食い違えば衆議院の議決が通ります。  
では、衆議院の優越が働かず、両院が完全に対等な場面はあるのでしょうか。

## 対等な四つの場面

|   | 事項                | 条文    |
|---|-------------------|-------|
| ① | 皇室財産授受の <b>議決</b> | 8条    |
| ② | 予備費の支出承諾          | 87条2項 |
| ③ | 決算の審査             | 90条1項 |
| ④ | 憲法改正の発議           | 96条1項 |

四つとも、衆議院の議決だけで決められるという定めが無い

■ 対等な4つの場面

結論 次の4つには、衆議院の優越が及びません。

- ・ **皇室財産授受の議決**：皇室への財産の譲渡、皇室による財産の譲受け・賜与（ただで与えること）には、国会の議決が要ります（8条）。
- ・ **予備費の支出承諾**：内閣は、予備費を支出したら、事後に国会の承諾を得なければなりません（87条2項）。
- ・ **決算の審査**：決算は、会計検査院が検査したうえで、内閣が国会に提出します（90条1項）。
- ・ **憲法改正の発議**：各議院の総議員の3分の2以上の賛成が要ります（96条1項）。

条文 4つには、衆議院の議決だけで決められるという定めが置かれていません。

△ 注意 4つを貫く1つの理由を、憲法は書いていません。共通しているのは、条文の形です。

8条 | 第一章 天皇（1～8条）  
皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

87条 | 第七章 財政（83～91条）  
2項：すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

90条 | 第七章 財政（83～91条）  
1項：国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

96条 | 第九章 改正（96条）  
1項：この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

■ 予算と決算（事前と事後）

事前と事後

|        | 予算（60条）      | 決算（90条1項）   |
|--------|--------------|-------------|
| 時点     | 事前——これから使う計画 | 事後——もう使った確認 |
| 衆議院の優越 | あり           | なし（両院対等）    |

お金を使う前は急ぐ必要があるが、使った後の検証に急ぐ理由はない

結論 予算は衆議院が優越し、決算は両院が対等です。

理由 お金を使う前は急いで決める必要がありますが、使った後の検証に急ぐ理由はない、と読むことができます。

△ 注意 これも、憲法自身がその理由を説明しているわけではありません。

■ 2つの「3分の2」

結論 同じ3分の2でも、母数が違います。

- ・法律案の再議決（59条2項）：出席議員の3分の2以上です。
- ・憲法改正の発議（96条1項）：総議員の3分の2以上です。

△ 注意 出席している人数を基準にするのか、議院に所属する全員を基準にするのかを混同しないようにします。